

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日(金)
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員23名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数 17名

1 矢野 邦 男	2 渡 邊 節 夫	4 戸 田 修 司	
	6 近 本 静 信		
9 越 智 幹 男	10 渡 邊 昭 彦	11 岡 貞 義	12 竹 田 清 隆
13 越 智 要		15 森 京 典	16 新 居 田 守 博
17 津 吉 利 幸	18 吉 井 一 浩	19 岡 田 勝 利	20 藤 本 博
	22 藤 原 清 久	23 永 井 政 則	

欠席委員数 6名

3 大 澤 穰 兒	5 岡 林 興 通	7 本 宮 勇	14 桑 田 誠
21 野 間 義 郎	24 近 松 安 文		

4. 議事に関する職員

局 長	織 田 浩 史
次 長	渡 辺 修 三
次 長	二 宮 一 成
主 査	江 頭 好 治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第61号

農用地利用集積計画関係について（受付番号1～163）

議案第62号

農用地利用集積計画関係（解除条件付）について（受付番号1～3）

議案第63号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～11）

議案第64号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～7）

議案第65号

農地法第3条の規定による許可の取消願について（受付番号1）

議案第66号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1）

議案第67号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～6）

報告第40号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～13）

報告第41号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（受付番号1）

報告第42号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～2）

報告第43号

農地法第18条第6項の規定による通知について（受付番号1～3）

6. 議事録

- 事務局 定刻が参りましたので、ただ今から「令和4年度 第11回総会」を始めさせていただきますと存じます。
本日は、委員23名中17名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、森会長により進めていただきます。
- 議長 それでは、ただ今から「令和4年度 第11回総会」を開会いたします。
事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしく申し上げます。
まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。
今回は、議事録署名人に4番（戸田委員）、16番（新居田委員）、両委員を私から指名させていただきます。
なお、本日の議案審議におきましては、「農業委員会等に関する法律第31条」により、議案の利害関係者に該当する農業委員は、議事参与の制限がありますので、該当する議案につきましては、議決に対するご発言をお控えいただきますようお願いいたします。
- 議長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第61号 農用地利用集積計画関係について
議案第62号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。
本日、お手元にお配りしておりますA3版の「農用地利用集積計画関係」の議案書をご覧ください。
議案書1ページから15ページの議案第61号、16ページの議案第62号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。
両議案は、今治市長から令和5年2月15日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。
これらは農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が議案書1ページから15ページまでの案件について、新規108件、更新54件、期間借地1件、合計163件、面積は327,133.07㎡でございます。
また、議案書16ページの議案第62号につきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規3件、面積は12,362㎡となっております。要件につきましては、市の農林水産課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。
それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。以上で、説明を終わります。
- 議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
- 全議全議員
議長 （意見、質問なし）
それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
全議全議員
議長 （異議なし）
それでは原案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、議案第63号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。議案第63号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は大浜町にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は241㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は延喜にある農地4筆で、登記地目は田、畑、面積は合計1,603㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は大西町脇にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計11,263㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号4] 申請地は大西町山之内にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計3,750㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号5] 申請地は大西町山之内にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は918㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号6] 申請地は菊間町高田にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計2,316㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号7] 申請地は吉海町福田、泊、田浦にある農地9筆で、登記地目は田、畑、面積は合計8,511㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号8] 申請地は宮窪町宮窪にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,275㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号9] 申請地は宮窪町宮窪にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計1,748㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 10] 申請地は大三島町宮浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1 8 3 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 11] 申請地は関前小大下にある農地 1 1 筆で、登記地目は畑、面積は合計 7, 3 3 7 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議案書 1 ~ 2 ページの合計は、1 1 件、4 2 筆、面積 3 9, 1 4 5 m²となっております。地元委員さん 1 ~ 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、
議案第 6 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 3 ページをお開きください。
議案第 6 4 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 72 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 492 m²で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3、4] 受付番号 3 及び受付番号 4 は、関連がございますので、一括してご説明いたします。
譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は、受付番号 3 は 2 筆、受付番号 4 は 2 筆 合計 4 筆で、地目は受付番号 3 については畑、受付番号 4 については田、面積は合計 3, 439 m²で、現在、水稻または野菜を栽培しております。
今回、譲受人が受付番号 3 については規模拡大のため、受付番号 4 については小作地解放のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は 2 筆で、地目は田、面積は合計 1, 632 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 725 m²で、現在、水稻を栽培しております。

今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号7] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は323㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が小作地解放のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから14ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
 - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

それでは、農地法第3条第3項に基づく審査基準を要約して説明いたします。(農地適格法人以外の法人等による権利取得)

- ①権利の取得後において、その農地等を適正に利用していないと認められる場合には契約の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。
 - ②権利を取得しようとする者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ③法人の場合は、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等の事業に常時従事すると認められること。
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、議案第65号 農地法第3条の規定による許可の取消願について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 4 ページをお開きください。
議案第 6 5 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願についてでございます。

[受付番号 1] 令和 4 年 10 月 7 日開催の農業委員会の総会において承認された農地法第 3 条の規定による許可について取消願が提出されました。

譲受人は、43 才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は樹園地、面積は合計 1,310 m²です。

取消理由は、譲受人は農業の規模拡大を目指し、農地の所有権を取得するため令和 4 年 10 月 7 日付で農地法第 3 条の許可を得ましたが、令和 4 年 12 月に譲受人の父親が脳梗塞を患い介護が必要となったため、農業の規模拡大の計画を断念せざるを得なくなったためです。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

議員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

議員 (異議なし)

議長 それでは、承認することといたします。

議長 続きまして、

議案第 6 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 6 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書 5 ページをお開きください。

議案第 6 6 号は農地法第 4 条の規定による許可申請、議案第 6 7 号は農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第 66 号 申請人は会社員 1 名、申請地は伯方地区北浦の 1 筆で、地目は田、面積は 310 m²でございます。

受付番号 1] この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、現在借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭となったため、住み慣れた伯方地区内の自己所有地である申請地を利用して、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 1 月 13 日で、許可日から令和 5 年 8 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

続いて、議案書 6 ページをご覧ください。

[議案第 67 号 譲受人は会社役員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は桜井地区長沢の 2 筆で、地目は畑、面積は合計 863 m²でございます。

受付番号 1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、自らが役員を務める法人が現在使用している従業員用の駐車場を土地所有者に返却することに伴い新たな駐車場を確保する必要が生じたため、法人の事務所敷地に隣接する申請地を譲り受け、従業員用の露天駐車場として整備し法人

に貸し付けようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年1月13日で、許可日から令和5年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2] 譲受人は再生可能エネルギー発電事業を営む法人、譲渡人は農業者2名、申請地は清水地区新谷の1筆で、地目は田、面積は1415㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年1月13日で、許可日から令和5年5月15日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3] 譲受人は食料品販売業等を営む法人、譲渡人は会社員1名、申請地は吉海地区名の1筆で、地目は畑、面積は997㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が保養所を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は従業員の福利厚生の実現を図るため、しまなみ海道沿線の景観の良い場所にある申請地を譲り受け、従業員用の保養所を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年1月13日で、許可日から令和6年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4] 譲受人は不動産業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、面積は974㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年1月13日で、許可日から令和5年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5] 譲受人はアルバイト1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区伊方の1筆で、地目は畑、面積は354㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した店舗併用住宅敷地の拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在県外に居住していますが、この度、伯方町に移住し柑橘栽培に取り組むと共に柑橘及び柑橘加工品の販売を目的とした店舗を建築するため、住居部分である宅地と隣接する申請地を譲り受け、店舗併用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年1月13日で、許可日から令和5年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。
違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号6] 譲受人は宗教法人、譲渡人は自営業者1名、申請地は上浦地区甘崎の1筆で、地目は畑、面積は54㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は参拝者用の駐車場が境内地から離れており、高齢者等の参拝者に不便をかけているため、境内地に隣接する申請地を譲り受け、高齢者や身障者等の足の不自由な参拝者を対象とした露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年1月13日で、許可日から令和5年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続きまして、手元にお配りしている農地法許可申請書ごとの要件確認書の15ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長 続きまして、
報告第40号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第41号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第42号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案書7ページから10ページの報告第40号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は13件の届出がありました。取得事由は、全件、相続であり、権利内容についても全件、所有権でありました。
議案書11ページの報告第41号農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は1件の届出があり、面積は574㎡でありました。
議案書12ページの報告第42号農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は2件の届出があり、合計面積は785㎡でありました。
報告第41号及び第42号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。
なお、報告第40号から第42号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書13ページの報告第43号は、農地法第18条第6項の通知でございます。

[報告第43号
受付番号1] 令和4年12月11日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。
[受付番号2] 令和4年12月11日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。
[受付番号3] 令和5年1月10日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
（意見なし）
議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日より予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。
せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 （意見なし）

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。